

回 (年度)	問 題
第67回 (平成 29年)	<p>問1 相続税の延納及び物納制度に関するそれぞれの適用要件について、その概要を説明しなさい。なお、計画伐採に係る相続税の延納等の特例（租税特別措置法第70条の8の2）及び相続税の物納の特例（同法第70条の12）に関する規定についての説明は要しない。</p> <p>問2 次の設例に基づき、以下の(1)から(3)までの間に答えなさい。なお、(3)の解答に当たっては、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）の適用要件はすべて満たしているものとする。</p> <p>〔設例〕</p> <p>非上場会社であるW株式会社（以下「W社」という。）の代表取締役であった贈与者甲は、平成29年9月21日に、次の財産を長男A（45歳）に贈与した。</p> <p>〔贈与者甲が贈与した財産の内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ W社の株式 200,000株 1株当たりの相続税評価額 300円 ・ 現金 10,000,000円 <p>(注) 1 W社の贈与直前における発行済株式の総数は、300,000株である。なお、W社の発行済株式は、すべて議決権に制限のない株式である。</p> <p>2 贈与者甲が贈与直前に有していたW社の株式数は、200,000株である。</p> <p>3 長男Aが贈与直前に有していたW社の株式数は、100,000株である。</p> <p>(1) 租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の要件について説明しなさい。</p> <p>(2) 租税特別措置法第70条の7第1項に規定する経営承継受贈者の要件について説明しなさい。</p> <p>(3) 設例において、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合における平成29年分の贈与税の納税猶予税額及び贈与税の申告書の提出期限までに納付すべき税額について、計算の根拠を示しながら求めなさい。なお、贈与税の納税猶予税額及び贈与税の申告書の提出期限までに納付すべき税額が2以上ある場合には、そのすべてについて示しなさい。</p> <p>なお、長男Aは、特定贈与者を贈与者甲として、平成28年分以前に相続時精算課税の適用を受けたことはない。</p> <p>また、長男Aは、平成29年中において、贈与者甲以外の者からの贈与を受けていない。</p>

回 (年度)	問 題					
第67回 (平成) 29年	○ 贈与税の速算表（平成27年1月1日以降適用）					
	(1) 相続税法第21条の7の規定に係る贈与税の速算表					
	基礎控除後の 課税価格	税 率 (%)	控 除 額	基礎控除後の 課税価格	税 率 (%)	控 除 額
	2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
	3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
	4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円	
(2) 租税特別措置法第70条の2の5の規定に係る贈与税の速算表						
基礎控除後の 課税価格	税 率 (%)	控 除 額	基礎控除後の 課税価格	税 率 (%)	控 除 額	
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円	
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円	
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円	
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円	